

「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」要旨

1. 「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」要旨

(1) 新型インフルエンザ等対策に関する業務の内容及び実施方法

政府想定を踏まえ、新型インフルエンザ等対策に関する業務として、貨物の運送を適切に実施する。

国及び地方公共団体から食料等の緊急物資の運送の要請があった場合は、従業員の発症状況に応じた業務に必要な要員を確保し、適切に対応する。

(2) 感染対策の検討・実施

職場において感染を予防すると共に、拡散防止に努める。

2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等対策の実施体制

政府対策本部、国土交通省新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合、災害対策本部(本部長:社長)を設置する。

(2) 情報収集・共有体制

平素から、国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症への対応状況や医療体制等に関する情報について、国等から情報を収集し、発生時においては、その情報を早急に役員・従業員に周知する体制を確保する。

(3) 関係機関との連携

新型インフルエンザ等対策業務の実施に際しては、適宜、関係機関との連携を図る。

3. その他

(1) 教育・訓練

新型インフルエンザ等の基礎知識、基本的な感染対策教育の実施に努める。

関係機関と連携して新型インフルエンザ等対策業務に関する訓練に参加するよう努めるとともに、その他の訓練とも有機的に連携させるよう配慮する。

(2) 計画の見直し

適宜この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更する。